令和８年度秋田県地域福祉行政懇談会　報告書



令和８年８月６日（木）、秋田市において、秋田県健康福祉部及び秋田県教育庁幼保推進課と秋田県地域福祉推進委員会委員による行政懇談会が開催されました。

今回が４回目の開催となり、３件の政策要望と２件の協議テーマに基づく政策協議が行われました。

要望と協議テーマ、県からの回答及び委員との意見交換の内容を以下にまとめました。

要望－１

民生委員・児童委員活動への協力促進と委員の負担軽減について

秋田県民生児童委員協議会

《要望内容》

（１）　令和８年３月２日、鈴木知事及び秋田県民生児童委員協議会長の連名により、県の商工三団体に対し、従業員が民生委員・児童委員（以下、「民生委員」という。）に就任することへの理解や、就労しながら活動を行う際の有給休暇付与等の配慮を求める文書（＊１－１）を発出するなどの対応をいただき、深く感謝申し上げます。

この県レベルで始まった先進的な機運を全県に波及させるため、今年度は各市町村長に対し、それぞれの自治体内の商工関係者や企業等に対して同様の協力を求めていただくよう、本会から別途要望することとしております。

つきましては、県におかれましても、市町村との各種連絡会議などのあらゆる機会を通じて、市町村長によるこれらの取組の実施を働きかけていただくなど、引き続き御理解と御支援をお願いします。

（２）　国が示した民生委員・児童委員活動費及び地区民生委員協議会活動推進費の地方交付税算定基礎額の増額に伴い、県予算に速やかに反映させていただくよう要望し

ます。

また、各市町村に対しても、適切な予算への反映はもとより、近年の急激な物価上昇等の状況を勘案し、国基準を上回る市町村独自の加算措置や、民生委員の活動負担を軽減するための地域住民による協力体制の整備など、柔軟な対応を要望する予定としております。

つきましては、各市町村が独自の加算や支援について検討する契機となるよう、県としても県内外の自治体における先進事例・取組状況の把握や、市町村への情報提供を行っていただくなどの御支援をお願いします。

《要望内容の背景》

○　近年、地域住民を取り巻く課題が複雑化・深刻化する中、地域で支援を必要とする人を早期に把握し、関係機関につなぐ民生委員・児童委員の活動は、地域共生社会の実現に向けて重要性を増しています。

○　令和７年１２月の民生委員の一斉改選時には充足率は９０．５％（＊１－２）で、令和８年４月１日現在でも９１．９％（欠員２７５名）と、令和４年一斉改選時の充足率９２．５％（欠員２５３名）まで回復していない状況であり、担い手の確保は継続的な課題となっています。

○　全国民生委員児童委員連合会が調査した「法定単位民児協活動実態調査２０２４」では、就労中の委員数の割合は４３．２％で（＊１－３）、本県においても、すでに全委員の約半数にあたる１，２００名以上の民生委員が仕事を持ちながら地域福祉を支えており、将来にわたる担い手確保の観点からも、こうした就労層への理解促進や活動しやすい環境の整備をさらに進める必要があります。

○　令和８年２月に国が示した、民生委員活動に対する地方交付税算定基礎額が一人当たり 64,000 円（3,800 円の増、＋６．３％）、地区民生委員協議会１か所当たり 257,000 円（7,000 円の増、＋２．８％）とそれぞれ増額されていることから、速やかに予算に反映させる必要があります。

○　一方で、昨今の著しい物価高騰の影響や、特に欠員の生じている地域をカバーする民生委員については活動範囲が拡大することによる交通費の増や活動時間の延伸などで委員の負担が増加している状況が課題となっています。

＊１－１　県商工三団体に対する知事・県民児協会長連名文書

地 福 － １ ９ ５ ５
秋民児協発第１０５号
令 和 ８ 年 ３ 月 ２ 日

秋田県商工会議所連合会　　会長　様
秋田県商工会連合会　　会長　様
秋田県中小企業団体中央会　会長　様

秋田県知事　鈴 木 健 太
（ 公 印 省 略 ）

秋田県民生児童委員協議会
会長 柏 木 清 一
（ 公 印 省 略 ）

民生委員・児童委員の就任及び活動に対する支援・協力について（依頼）

平素より本県及び本会で実施しております民生委員・児童委員の関係事業に御理解・御協力いただき、感謝申し上げます。

さて、民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、地域住民の身近な相談相手として地域の多様な相談に応じ、その解決に向けて取り組んでいます。近年、ひとり暮らし高齢者や障害のある方の生活課題や孤独・孤立の問題、ひきこもり、ヤングケアラーの課題など、住民一人一人を取り巻く環境の変化は著しく、複雑かつ多様化しています。その中で、民生委員・児童委員による見守りや相談支援の重要性はかつてないほど高まっております。

本県では、令和７年１２月１日付けの一斉改選により２，４２８名が民生委員・児童委員に就任され、このうち４７１名が新たに民生委員・児童委員としての活動を開始されております。

しかしながら、一斉改選時の充足率は９０．５％に留まり、現在も各市町村において補充の人選が進められています。

つきましては、民生委員・児童委員に就任を希望する従業員がいらっしゃる場合には、活動への参画に向けた特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

また、１，２７２名の民生委員・児童委員が働きながら活動しており、仕事との両立を図る方が増加しております。特に、住民に対する相談支援や、定例会等の会議・研修への出席等の活動に際し、休暇の付与や勤務時間への配慮など、職場としての柔軟な御対応を御検討いただけますと幸いです。

本県及び本会としましては、住民一人一人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現には、行政と民間企業等による密接な連携が欠かせないものと考えております。貴会ならびに会員企業の皆様におかれましては、持続可能な地域社会を支えるパートナーとして、民生委員・児童委員の活動に御理解いただき、地域福祉全般の円滑な推進に引き続き御支援、御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

【参考】根拠法令(抜粋)

民生委員法

第１条　民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする。

第５条　民生委員は、都道府県知事の推薦によって、厚生労働大臣がこれを委嘱する。

児童福祉法

第１６条 市町村の区域に児童委員を置く。

２　民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。

３　厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。

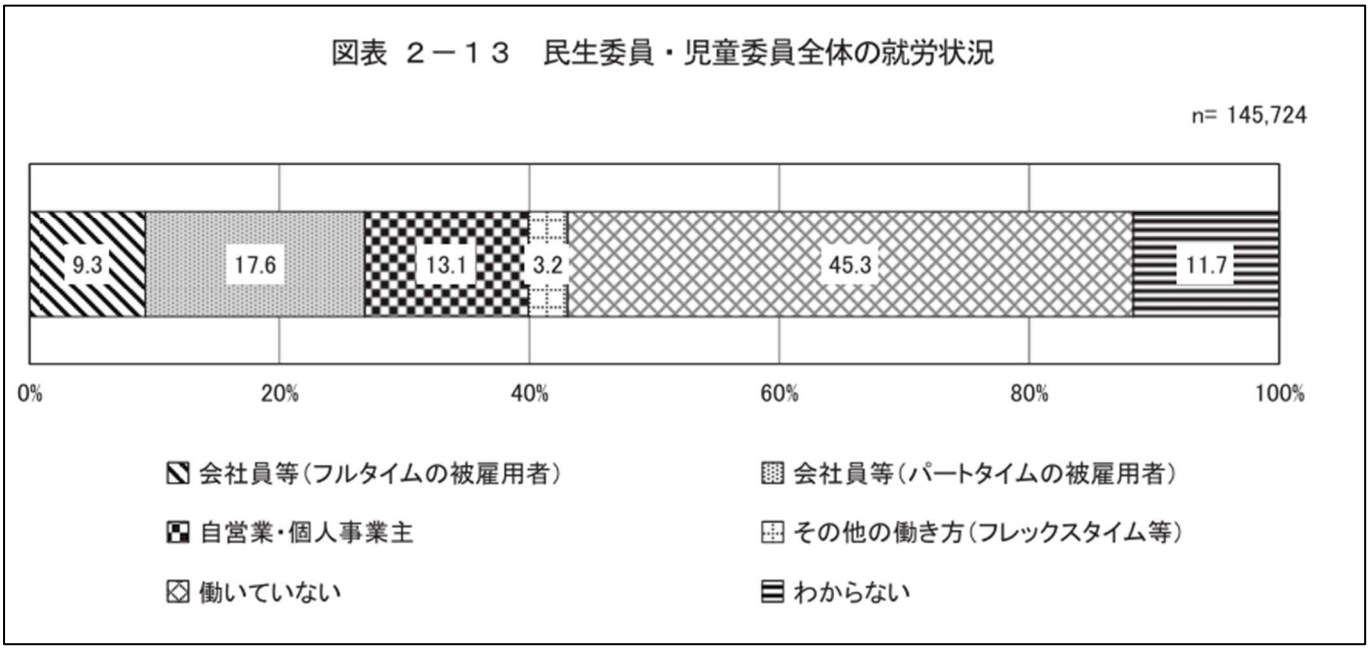
秋田県健康福祉部地域・家庭福祉課
調整・地域福祉チーム　小林・山谷
TEL　018-860-1342　　FAX　018-860-3844
秋田県民生児童委員協議会
事務局（秋田県社会福祉協議会内）　石岡
TEL　018-864-2714　　FAX　018-864-2742

＊１－２　本県における一斉改選時の民生委員充足率

一斉改選年	充足率	欠員状況	平均年齢
平成 25 年 12 月	96.4%	11 市町村で 122 名	64.6 歳
平成 28 年 12 月	96.0%	15 市町村で 137 名	65.7 歳
令和元年 12 月	95.0%	19 市町村で 169 名	66.8 歳
令和４年 12 月	92.5%	19 市町村で 253 名	67.3 歳
令和７年 12 月	90.5%	21 市町村で 324 名	68.2 歳

秋田県民生児童委員協議会調べ

＊１－３　全国における民生委員・児童委員の就労状況



全国民生委員児童委員連合会「法定単位民児協実態調査2024報告書」（基準日：令和6年4月１日現在）

地域・家庭福祉課　佐藤課長



１点目につきましては、県としても力を入れたいと考えております。民生委員の約半数が就労している現状から、現役世代が就任しやすい環境の整備は不可欠です。今年３月の商工３団体への連名文書に続き、今年５月の県・市町村協働政策会議でも、市町村職員が民生委員として活動する際の特別休暇付与などの配慮や、域内企業・団体への働きかけの協力をお願いしたところです。今後も様々な機会を捉えて関係機関への働きかけを継続してまいります。

２点目の交付税増額の予算反映ですが、本年６月補正での反映を財政当局と協議いたしました。しかし、本県は交付税措置される人数を超える定数が設定されている点や、欠員の長期化を指摘され、結果として計上には至りませんでした。市町村の要望定数をほぼそのまま条例化してきた経緯を踏まえ、次期改選までに定数の合理性・適切性や負担金の算定方法（定数×単価）の見直しも含め、課題を整理していく必要があります。予算計上に向けて関係機関の皆様と意見交換をさせていただきたく存じます。独自の加算支援に関する情報提供についても、有益な先進事例があれば積極的に収集・提供してまいります。

秋田県民生児童委員協議会　柏木会長



定数の問題は本当に難しいところがあります。集落や自治会の関係もあり、単純に人口に合わせて人数を定めると活動しづらくなる面もあります。先日、地元の商工団体に足を運んだところ、お願いした文書が確かに届いており、会報への掲載なども検討いただけるなど、受け止めてもらえました。現在、一番困っているのはやはり人手不足です。雪害による住宅被害や物価高騰の際、民生委員が不

在の地域では、カバーしている他の地区の民生委員が顔もわからない方の書類を確認せざるを得ない悩みなども生じています。今後とも活動しやすい環境づくりへの御助言をお願いします。

地域・家庭福祉課　佐藤課長

地域の事情を踏まえた定数設定の難しさは十分理解しておりますし、知恵を出し合って良い方向を探らせていただきたいと思いますので、引き続き御協力をお願いいたします。なお、周知の取組として、先月も中小企業団体中央会の広報誌に挟み込むチラシを持参し、重ねて周知をお願いしたところです。こうした地道な働きかけを今後も積み重ねてまいります。

秋田県地域福祉推進委員会　中村委員長

定数の合理性・適切性といっても、人口減少や広い担当面積、高齢化など考慮すべき変数が多く単純ではありませんので、実情に合わせて民生委員の方々が活動しやすいように、ぜひリーダーシップをとって御検討いただくようよろしくお願いいたします。



要望－２

地域課題解決の基盤としての市町村社会福祉協議会の維持について

市町村社会福祉協議会連絡協議会

《要望内容》

（１）　地域共生社会の実現に向けて、現場の最前線で地域福祉を支える市町村社会福祉協議会（以下、「市町村社協」という。）の実情と役割を正しく評価したうえでの補助・委託の再構築や、包括的支援体制の整備に向けた具体的な協議を行うよう市町村長に対して別途要望することとしております。

つきましては、県におかれましても県内市町村社協の経営・活動実態の把握に努めていただくとともに、市町村長等との協議や連絡会議等のあらゆる機会を通じて、市町村社協に求められる機能・体制が損なわれるような補助・委託費の削減が地域福祉基盤の弱体化を招くリスクについて共通認識のもと、市町村における持続可能な社協支援に向けた適切な助言とご理解をお願いします。

（２）　過疎地や移動にかかるコストの高い地域において地域福祉の受け皿となっている在宅介護サービス事業について、事業継続に向けた支援策を講じるとともに、国に対して、特に降雪期間の影響を含む地域実態に即した報酬改定を要望してくださるようお願いします。

（３）　国の方針転換に左右されることなく、市町村が重層的支援体制整備事業を円滑に展開できるよう、先進事例の共有や研修の充実等による財政的・技術的なバックアップ体制を強化するとともに、小規模自治体においても体制整備が進むよう、伴走支援の強化をしていただくようお願いします。

《要望内容の背景》

○　孤立や困窮、高齢者・障害者世帯における複合課題、身寄りのない高齢者等に対する生活支援など、近年、複雑化・深刻化している地域課題に対し、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備は本県における喫緊の課題となっており、市町村社協は、現場の最前線で制度の枠を超えた多様な支援活動を展開してきました。

○　これら伴走型の相談支援や地域づくりなどの取組は、制度外での仕組みづくりや深刻な問題の発生を未然に防ぐ「予防的アプローチ」も多く、性質上、定量的な指標や目に見える成果として評価されにくい側面があります。

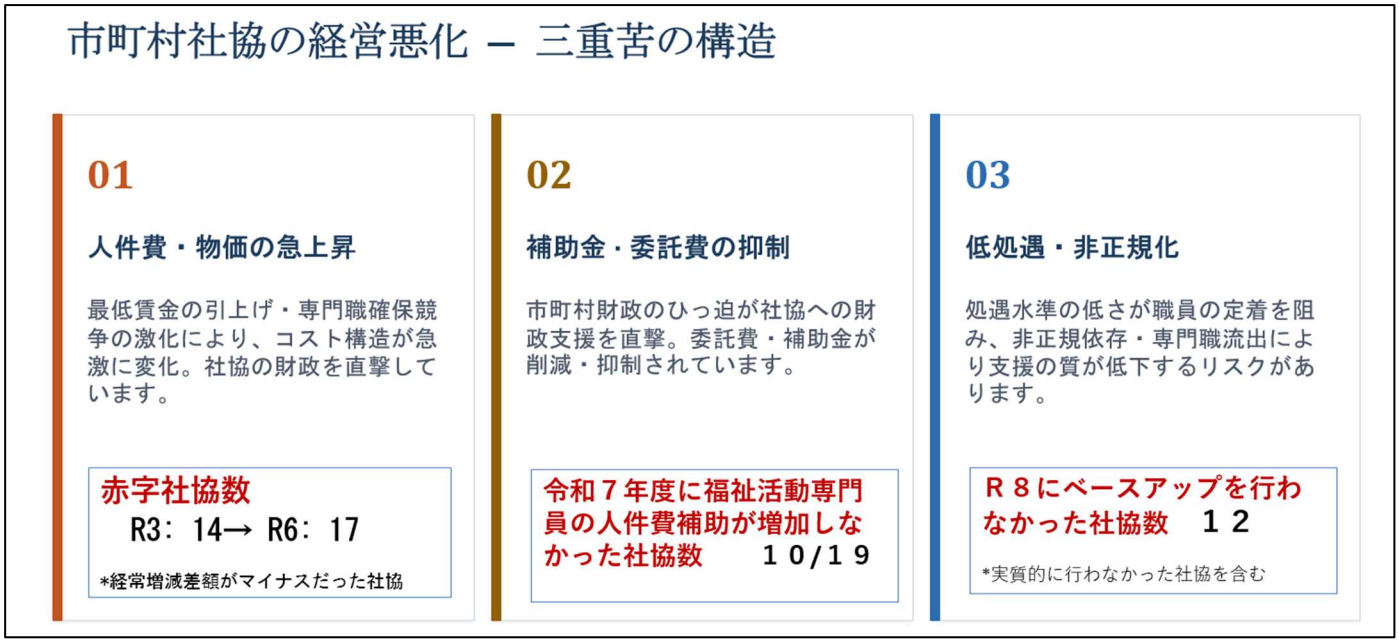
○　市町村社協は単なる自治体事業の受託組織ではなく、地域課題を解決するための不可欠な社会インフラとして評価されるべきであり、その活動を維持するための経費は「基盤的経費」として安定的に確保される必要があります。かつては、住民のニーズに応じた在宅介護サービス等にも積極的に取り組みながら、その収益や人員を活用することを前提としつつ地域福祉活動を展開してきた経緯があります。

○　しかしながら、地方自治体の深刻な財政難を背景に、多くの市町村において社協への補助金・委託料が削減傾向にあります。さらに、地域住民の生活維持に不可欠な訪問介護や通所介護等のサービス事業においても構造的・慢性的な赤字が続いており、社協の経営基盤そのものが揺らぐ危機的な状況に直面しています。（＊２－１、＊２－２）

○　また、重層的支援体制整備事業については、近年の国の方針転換が影響し、県内における同事業の移行や全県展開のスピードが鈍化しており（＊２－３）、地域共生社会の実現に向けた新たな体制づくりへの支援が急務となっています。

○　社会福祉法に基づく県の助言・援助機能のもと、市町村が社協の持つ予防的・包括的支援機能を適正に評価し、全県的に持続可能な地域福祉基盤を確立できるよう、県による主導的かつ伴走的な支援が不可欠となっています。（＊２－４）

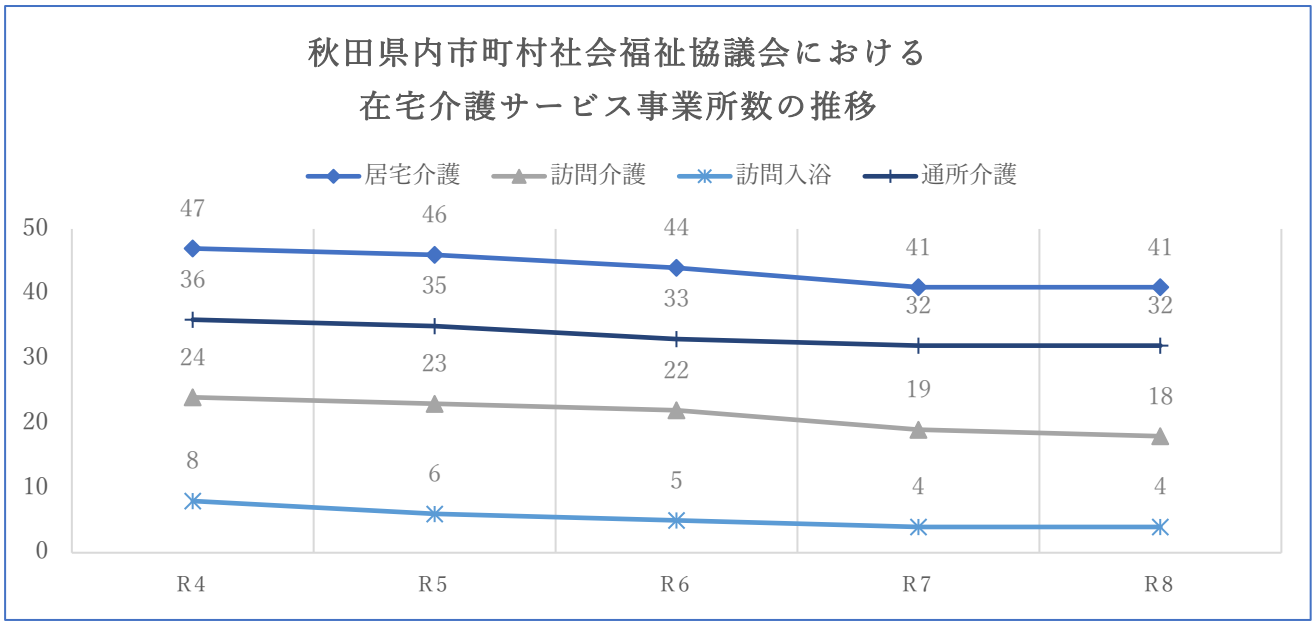
＊２－１　市町村社会福祉協議会の経営悪化の状況



令和８年６月　市町村社協財務状況調査より事務局作成

＊２－２　市町村社会福祉協議会で実施している在宅介護サービス事業の推移

年度	居宅介護		訪問介護		訪問入浴		通所介護	
	事業所数	市町村数	事業所数	市町村数	事業所数	市町村数	事業所数	市町村数
R4	47	23	24	21	8	8	36	16
R5	46	23	23	21	6	6	35	16
R6	44	23	22	20	5	5	33	16
R7	41	22	19	17	4	4	32	16
R8	41	23	18	16	4	4	32	15



令和８年７月　市町村社協状況調査より事務局作成

＊２－３　本県における重層的支援体制整備事業の実施状況（令和７年 10 月現在）

事業実施	11 市町村 （前年同期±0）	能代市、横手市、大館市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、大仙市、にかほ市、仙北市、井川町、大潟村

厚生労働省調べ

＊２－４　社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抜粋）

社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
（令和８年５月22日衆議院厚生労働委員会）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一　重層的支援体制整備事業を活用する自治体における包括的支援体制の構築が円滑に進むよう、各自治体の取組状況や実情を十分に踏まえ、小規模市町村における体制整備への支援とあわせて、必要な予算の確保に取り組むこと。また、事業の目標設定や評価に際しては、単なる相談件数等の数値のみならず、伴走支援や関係づくりに資するような質的な成果を適切に評価できる仕組みを構築し、評価業務が現場の過度な負担とならないよう配慮すること。併せて、多機関協働事業の運用指針について、既存制度との役割分担を理由として支援対象が過度に限定されないよう配慮すること。

二　全ての市町村において包括的支援体制を構築し、誰も取り残されることなく地域で支え合う社会を実現するため、市町村への伴走支援の強化を図ること。その際、自殺対策における支援体制等も参考に、新たな仕組みを構築することも検討すること。また、新設される地域福祉推進協力団体の委嘱制度については、銀行その他の多様な事業者の参画を促進し、市町村において地域生活課題への支援につなげる仕組みを構築すること。

三　小規模市町村における包括的支援体制の整備に当たっては、配置基準の柔軟化が安易な兼務による現場の過重負担や専門性の低下を招くことのないよう留意し、必要な研修機会の確保並びに都道府県及び近隣市等による後方支援体制を整備すること。また、分野横断的な人材育成を図るため、複数の国家資格取得に係る科目免除等の養成課程等の見直しを速やかに検討すること。

四　生活困窮者自立支援制度などの包括的支援を担う人材の処遇改善に当たっては、支援ニーズの複雑化・高度化に伴い、現場の負担感が増している現状を踏まえ、その役割に見合った適切な賃金水準の実現や雇用の安定化に向けた自治体への働きかけの強化など、必要な対策を検討すること。

五　既存の支援制度から漏れ落ちやすい、困難な状況にある若年層を早期に発見するため、包括的支援体制の整備に関する大臣指針において、包括的支援体制の中にこども・若者への支援を明確に位置付けること。併せて、不登校や虐待、孤独・孤立など、こども・若者が抱える困難の全体像を横断的かつ的確に把握するため、重なり合うケースを把握できる設計の全国的な実態調査を実施すること。

六　経済的困窮のみならず社会的孤立等の多様な課題を迅速に把握できるよう、生活困窮者自立支援法における「生活困窮者」の定義の在り方について、次期改正に向け速やかに検討を行うこと。また、各事業の委託については、支援の質の向上や相談支援員等の処遇改善を含めて事業の継続性を確保するため、相談支援員の雇用の安定と専門性の向上を促進すること。併せて、相談支援員の雇用形態及び賃金水準等の実態を把握し、良質な人材確保を促す補助体系の見直しを検討すること。

社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
（令和８年６月18日参議院厚生労働委員会）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、全ての市町村において包括的支援体制を構築し、誰もが取り残されることなく地域で支え合う社会を実現するため、市町村への伴走支援の強化を図ること。また、小規模市町村における包括的支援体制の整備に当たっては、人員配置基準の柔軟化が安易な兼務による現場の過重負担や専門性の低下を招くことのないよう留意し、必要な研修機会の確保並びに都道府県及び近隣市等による後方支援体制を整備するなど必要な措置を講ずること。

二、重層的支援体制整備事業を活用する自治体における包括的支援体制の構築が円滑に進むよう、各自治体の取組状況や実情を十分に踏まえ、小規模市町村における体制整備への支援とあわせて、必要な予算の確保に取り組むこと。また、重層的支援体制整備事業実施計画の目標設定に際しては、単なる相談件数等の数値のみならず、質的な成果を適切に評価できる項目を設定するとともに、それらの進捗についてロジックモデルを活用し、ＰＤＣＡサイクルによる検証と改善が図られる仕組みを構築すること。

三、生活困窮者自立支援法における各事業の委託については、支援の質の向上や相談支援員等の処遇改善を含めて事業の継続性を確保するため、地方自治体に対して複数年度契約の方法も採り得ることの周知を委託先選定ガイドラインの再周知も含めて図るとともに、相談支援員の雇用の安定と専門性の向上を促進すること。併せて、事業の委託期間や相談支援員の雇用形態及び賃金水準等の実態を把握し、良質な人材確保を促す補助体系の見直しを検討すること。

四、中山間・人口減少地域における特定地域サービスの対象地域について、国として基準を可能な限り具体的かつ明確に示し、都道府県による指定に係る考え方を公表すること。特に、同一市町村内に一般地域と中山間・人口減少地域が混在する場合においては、市町村未満の地域指定について客観的基準を明確化するとともに、その適用がなし崩し的に拡大することのないよう、適切に運用すること。また、指定状況、サービス提供状況及び質の評価結果について、国が検証を実施し公表すること。さらに、制度の運用に当たっては、サービスの質及び職員の負担への影響を十分検証すること。特に、夜勤要件の緩和については、テクノロジーの活用による生産性向上には一定の効果が認められる一方、それが介護職員に代替するものではないことを踏まえ、夜間帯における利用者の安全確保及び職員の負担軽減の観点から、慎重に対応するとともに、緩和後における転倒・急変等への緊急対応体制を確保し、小規模事業者を含む地域の介護提供体制の維持に配慮すること。

社会保障審議会　介護保険部会（第135回）資料より（令和8年6月29日）

地域・家庭福祉課　佐藤課長

１点目の市町村に対する助言については、社会福祉法上、市社協の所轄庁は市、町村社協は県ですが、法で定める指導監査等の範囲を超えて経営や活動実態を県が積極的に把握・関与する立場にはないものと認識しており、そこまでは行っていないというのが実情です。

補助金や委託料についても市町村と市町村社協間で十分に協議された上、最終的には市町村議会で決定されるべきものであり、そこに対する助言という形で県が関与すべき立場にはないと考えております。ただ、様々な事例などが情報として県に入ってくる中で、好事例の横展開という形での関わりは考えられると思っています。

市町村にとって、市町村社協は地域福祉の推進という共通の目的に向けた不可欠なパートナーであり、その機能の低下や体制が損なわれることを望む市町村はないものと県では理解しています。市町村社協が専門性を十分発揮できるような体制が構築できるよう、市町村と市町村社協の双方が認識を共有し、当事者間で協議していただくべきと考えています。

県としても、市町村へのヒアリング等を通じて重層的支援体制整備事業の推進を行っているところですが、実際にこの事業の最もふさわしい受託先は市町村社協をおいて他にないものと認識しており、こうした事業の受託が経営安定にもつながるものと考えますので、今後も県社協の協力も得ながら、アドバイザー派遣や研修会などを通じて全市町村へのバックアップを継続してまいります。

長寿社会課　野村課長



２点目の在宅介護サービスについてお答えします。過疎・豪雪等による課題は県も同様に認識しており、国に対して除排雪費・暖房費を考慮した報酬算定や特別地域加算の拡大等を要望してきた結果、昨年度には中山間地域の小規模事業所加算の要件緩和が実現しました。また、県独自で通所系事業所への物価高騰対策助成や経営改善・人材確保支援も実施しています。

今後も現場の把握に努め、国への実効性のある要望と施策推進を行ってまいりたいと思いますので、御協力をお願いいたします。

秋田県地域福祉推進委員会　黒崎副委員長（秋田市社会福祉協議会会長）



佐藤課長のお話は、県としては市町村のことだから関与しないというスタンスに聞こえましたが、交付金の配分の仕方や交付金を活用した各種事業を積極的に展開すれば、市町村における地域福祉は推進されていきますよ、というようなアドバイスという形での積極的な関わりや、どこの自治体も財政が厳しいのは重々承知していますが、そうした中で必要な財源を市町村が確保できないとすれば、県独自で財政負担を行って維持するというようなことはできないでしょうか。

地域・家庭福祉課　佐藤課長

数としてはあまり多くはありませんが、国の交付金や補助事業に関わらず、県の方で必要だと判断するものであれば、県の単独の財源で補助事業を行うということはあります。今話題としている重層的支援体制整備事業は、国が２分の１、県と市町村がそれぞれ４分の１ずつという負担割合の事業ですが、まずはこれを活用して包括的支援体制を構築していくことを一つの理想形として、各市町村へのヒアリングや、アドバイザー派遣などの形で後押しをしながら、この事業への取組が進むよう働きかけを行っているところです。

秋田県社会福祉協議会　常務理事　須田



今回の要望は「単にお金を求める」ものではなく、包括的支援体制を構築するうえで、各市町村における連携体制が弱い自治体も残念ながら見られることも背景とした訴えであると理解しています。しかしながら、それは市町村にもそれぞれ事情があることから、県の立場として強い介入は差し控えるということだろうと思います。

ただ、今回の社会福祉法改正の中で、国会両院での附帯決議の中でも国は市町村の実情についてきちんと調査をして伴走的な支援や予算の確保をするように求めています。県が直接市町村社協の実態を調査するのが馴染まないとすれば、本会が調査して提供するデータを受け止めていただき、行政・社協・民児協が一体となって、県内の包括的支援体制の構築における役割・責任をきちんと果たせる協力体制を組ませていただければありがたいと思っています。

秋田県地域福祉推進委員会　中村委員長

市町村社協は地域福祉推進という非常に公益性の高い活動をしていくためにも、収益事業として様々な在宅介護サービスなどを行っているけれども、昨今の介護保険事業の経営環境が厳しい中で、地域福祉分野にも影響が出ているという話だったと思っています。

市町村ごとの体力や状況が異なるからこそ、県には俯瞰して各地域の課題や福祉活動の状況に目を向けていただきたいですし、地域が疲弊する中で、これまでのやり方にとらわれず、どういった工夫ができるかということが問われているのではないかと思いますので、是非よろしくお願いいたします。

要望－３

人口減少地域における保育提供体制の確保・強化について

秋田県保育協議会

《要望内容》

従来要望項目としてきた、障害児保育に関する保育士加配への県単独補助の創設・予算化の実現に対しましては、深く感謝申し上げます。

依然として続く本県の危機的な少子化・人口減少局面において、各地域の保育機能を維持・強化するため、県におかれましては、国の「人口減少地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業」を積極的に活用して地域の保育基盤を維持できるよう、市町村への情報提供や申請に向けた技術的支援・伴走支援を行っていただくようお願いします。

また、国のモデル事業の要件に合致しない地域や、より深刻な状況にある自治体に対しても柔軟に対応できるよう、国に準じた秋田県独自の保育機能維持・強化に向けた支援施策の創設を検討していただけないか、県のお考えをお聞かせください。

《要望内容の背景》

○　厚生労働省の人口動態統計では、２０２５年の秋田県における出生数は３，１４７人（前年比３０５人減）で、過去最少を１９年連続で更新しています。

○　本県における少子化と人口減少は極めて深刻なスピードで進行しており、各市町村においては、子どもの急減に伴う保育所の定員割れや廃止などが続いており、ひいては地域の保育機能そのものが消失しかねない危機的状況に直面しています。

○　国においては、こうした人口減少地域を対象とした「保育機能確保・強化のためのモデル事業」を展開していますが、財政難やマンパワー不足に悩む市町村が単独で情報収集や事業スキームの構築を行うことは容易ではありません。

○　また、平成２７年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」に基づき、地

域の子ども・子育て家庭の実情を施策に反映させることを目的とした「地方版子ども・子育て会議」について、現場からは単なる報告の場としての性格が強くなっており、十分実効性が発揮されていないのではないかとの声も聞かれます。

○　地域の保育機能の崩壊は、さらなる若年層の流出と少子化の悪循環を招く決定打となります。高い評価を得ている障害児保育への加配に続き、人口減少下でも「秋田で安心して子どもを産み育てられる環境」を守るため、国の先進事業の導入促進、および秋田の地域実態に即した県独自の強力なバックアップ体制の構築が不可欠です。

R8予算事業

こどもまんなか こども家庭庁

人口減少地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業

成育局 保育政策課

＜保育対策総合支援事業費補助金＞　令和７年度補正予算　3億円

事業の目的

- 人口減少地域の保育所は、地域で唯一の子育て支援の拠点でもあり、その保育所が運営困難に陥ると、こどもを預けて働く場やこどもが集まる場所がなくなり、地域そのものの維持が難しくなる。このような人口減少が進む状況において、保育所等における地域の人々も交えた様々な取組について支援するとともに、保育所の多機能化に向けた効果を検証することで、地域インフラとしての保育機能の確保・強化を図る。
- また、人口減少が進む状況においては、地域ごとのデータ分析を進め、地域によって異なる課題や事情に応じた支援を行っていく必要があることから、市町村において今後の地域の保育所等についての課題や将来像をEBPM的な視点で検討していくことのできるよう地域分析に係る支援を行う。

事業の概要

（１）人口減少地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業

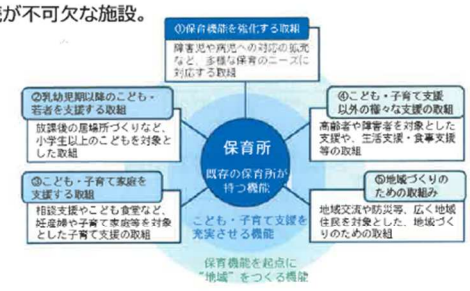
穴水町（石川）、輪島市（石川）、京都市（京都）、伊予市（愛媛）、高知県、小林市（宮崎）、八代市（熊本）、東彼杵町（長崎）

【事業内容】
- 認可保育所、認定こども園及び小規模保育事業で行う地域の人々も交えた様々な取組を支援し、具体的な取組内容や運用上の工夫、財政面も含めた運営上の課題など、今後の保育所の多機能化に向けた効果等を検証し、地域における保育機能の確保・強化を図るためのモデルを構築する。

【対象自治体】
- 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第19号）に基づく「全部過疎市町村」（713自治体）、「みなし過疎市町村」（14自治体）及び「一部過疎市町村」（158自治体）、過疎地域に準ずる市町村（※）又は過疎市町村若しくは過疎地域に準ずる市町村を有する都道府県
  ※　過疎地域に準ずる地域であると市町村において判断される地域を有する市町村

【対象施設】
- 既存の認可保育所、認定こども園及び小規模保育事業所であって、地域の維持や発展のために存続が不可欠な施設。
  ※　実施施設数は１施設に限定せず、複数の施設を定めて実施することも可能とする。

【対象となる取組】
①保育機能を強化する取組　②乳幼児期以降のこども・若者を支援する取組
③こども・子育て家庭を支援する取組　④こども・子育て支援以外の様々な支援の取組
⑤地域づくりのための取組



（２）こども・子育て支援の地域分析のためのモデル事業

【事業内容】
- 自治体において、将来的な保育ニーズや保育資源、近隣地域や同規模の他地域との比較などを踏まえた地域分析を行うための費用を一部補助し、自治体における地域分析のモデルを構築する。

【対象自治体】
- 都道府県、市区町村

北海道、垂井町（岐阜）、伊那市（長野）、三条市（新潟）、神戸市（兵庫）、糸田市（福岡）

実施主体等

【実施主体】　都道府県・市区町村（自治体が認めた者への委託可）　※実施自治体は国への協議（公募）により採択をうける自治体。

【補助基準額】　（１）及び（２）の事業：（一般型）１自治体あたり　10,000千円　※自治体における検討会開催や報告書作成の費用を含む。
また、(1)の事業については、各取組の利用料が生じる場合は別途徴収が可能。

（１）の事業　：（被災地型）１自治体あたり　15,000千円　※能登半島地震により被災した能登半島の３市３町で実施する場合。

【補助割合】　国：３／４、都道府県・市区町村：１／４

人口戦略部こども支援課　甲谷課長



昨年度まで教育庁の幼保推進課が保育分野を担当しておりましたが、今年４月の組織改編により、こども施策を一体的に推進する「こども支援課」が、人口戦略部に発足いたしました。引き続きよろしくお願いいたします。

御指摘の通り、本県においては急激な少子化・人口減少により保育所をはじめとする地域インフラの維持は非常に困難になっており、認識を同じくしております。国のモデル事業は既存の保育所等の多機能化や地域づくりの拠点化を支援するものであり、非常に有効な事業です。

令和７年度には横手市で２つの保育所が採択され、森林組合と連携した森林環境教育や、地域の高齢者との交流などの取組が進められています。県としては、この横手市の事例や全国の取組内容を他市町村へ情報提供・展開し、活用を働きかけてまいります。県独自の支援スキーム創設については、まずはこうした国の事業を市町村に活用してもらうことを第一と考え、情報提供や相談、連携などの支援に努めてまいりたいと考えております。

秋田県地域福祉推進委員会　中村委員長

横手市での採択例もありますが、規模の小さな市町村では手を挙げる体力自体がない場合もあります。せっかくのモデル事業ですので、県から「こういうものもあるがどうか」といった形で後押ししていただければと思います。

また、私どもの委員会の中で、「『地方版子ども子育て会議』が形骸化し、単なる報告の場になっている」との意見がありました。実効性のある相談・情報共有の場となるよう後押しをお願いします。

こども支援課　甲谷課長

御意見ありがとうございます。「地方版子ども・子育て会議」は、それぞれの子ども・子育て支援計画に基づいて、事業の進捗状況や指標達成度の報告が中心になりがちでした。今後は委員の皆様に分かりやすく説明し、しっかりと御意見をいただける場となるよう工夫してまいりたいと思いますので、委員として参画されている団体の皆さまの御協力を引き続きお願いいたします。

協議－１

地域社会の維持に向けた包括的な支援体制の構築について

市町村社会福祉協議会連絡協議会

《協議テーマ》

少子高齢化や人口減少が極めて深刻なスピードで進行する本県において、各市町村が地域社会を維持していくためには、既存の制度や窓口の枠組みを超えた包括的支援体制の構築は不可欠となっています。

重層的支援体制整備事業の実施状況に関わらず、市町村単独の資源や縦割りの仕組みだけでは地域課題に対応しきれなくなる可能性も考えられるなか、広域自治体としての県の関与も重要と考えます。

つきましては、県内全域で持続可能な包括的支援体制を確立していくために、県としては中長期的なビジョンや市町村への支援方針について、我々社会福祉協議会に対する期待も含めた今後のグランドデザインについて、お考えをお聞かせください。

《協議テーマの背景》

○　近年、民生委員の推薦母体として重要な役割を果たしてきた町内会・自治会組織や、民生委員と連携・協働しながら防災や見守りなどに重要な役割を果たしてきた老人クラブなど互助組織において、住民同士のつながりの希薄化や担い手の不足などによる規模縮小や解散が相次いでいます。

○　一方で、本人や家族による支援の拒否等により、行政や支援者が初期段階で関わりを持てないケースなども増加しており、こうした世帯を早期に発見し、アウトリーチ等による適切な支援につなげるためには、分野を横断した情報共有や、関係機関が密に連携して支援につなげる包括的支援体制の構築の重要性が増しています。

○　重層的支援体制整備事業は有効な手段の一つではあるものの、国の方針転換も影響し、市町村における実施に向けた動きが全県的に鈍化しているなか、地域の持続可能性を見据えた実効性のある包括的支援体制を確立していく視点が求められています。

○　さらに、災害救助の項目に福祉サービスの提供が加えられるとともに平時からの災害福祉支援体制の整備が強化されたり、頼れる身寄りがいない高齢者等への相談支援機能が社協の責務とされたほか、成年後見制度の適切な利用に向けた支援強化が図られるなど、包括的支援体制整備を前提とした新たな動きが矢継ぎ早に出てきています。

○　こうした動きに対応していくためにも、危機感を持って、市町村間の広域連携による体制の確立なども視野に入れた県としてのグランドデザインや、各市町村の体制整備に向けた伴走支援が強く期待されています。

地域・家庭福祉課　佐藤課長

国は２０４０年に向けて全市町村での包括的支援体制の整備を目指しており、県でも「第３期秋田県地域福祉支援計画（令和６～１１年度）」や県の総合計画において、令和１１年度までに全２５市町村で包括的支援体制を整備する目標を掲げています。

具体的には、重層的支援体制整備事業におけるアドバイザー派遣や市町村向けの研修・事例検討を通じて取組の支援を行っているほか、成年後見制度の利用促進の分野でも、市町村長申立てに関する実務研修や意思決定研修など、事業委託先として県社協の協力を得ながら実施しています。

重層事業の実施は現在１１市町村ですが、来年度に向けて実施を検討中の自治体もあり、取組が広がることを期待しています。

今回の法改正では、頼れる身寄りのいない高齢者等への支援など、複雑化する各種福祉ニーズへの対応が求められているところであり、どれをとっても社協の地域福祉推進における専門性、蓄積された知見、ノウハウが不可欠なものばかりと考えておりますので、引き続き緊密に連携してまいりたいと思います。

秋田県社会福祉協議会　常務理事　須田

社協の役割は社協の役割として当然に承ってまいりたいと思います。その上で、今回明示されている権利擁護の相談体制や災害福祉支援などは、いずれも包括的支援体制のもとで実施されて初めて有効なものだと思っています。

そのような体制整備を進めていく中で、個別の事業の話ではなく、「何を目指そうとしているのか」というグランドデザインが欲しいよねというのが、市町村社協の皆さんのお話の中でよく出てきます。

あくまでも私見ですが、秋田においては「行政の公的責任・財源」「社協の地域を動かすコーディネート力」「民児協の共助の力」の３つが一体となって初めて機能すると考えています。県が単独でグランドデザインを示してくださいというのではなく、県・県社協・県民児協の三者が一体で創るというのも一つのアイデアではないかと思っています。健康福祉部としてもこれまで１０年以上取り組んでこられた医療体制整備などのノウハウがあろうと思いますし、この三者がいろいろ議論する中でこういう方向に行きたいよねという方向性を示し、市町村や市町村社協、市町村民児協がついてきてくれるという形が理想的だと考えております。

地域・家庭福祉課　佐藤課長

なかなか取組が進まない事情の一つに、どういう姿を「包括的支援体制が整備された」と言えるのかというところについて、それぞれに考え方が異なるということがあるのではないかと思います。

単なる窓口設置にとどまらず、住民同士の支え合いや社会参加まで一体的に実践できて初めて包括的支援体制と言えると思いますが、その共通認識を持つ難しさがあります。県・県社協・県民児協が核となって進めていくという提案は非常にわかりやすいアプローチだと思いますので、ぜひ今後も意見交換を重ねて市町村の理解を深め、包括的支援体制の整備が進むようにお力をいただくようお願いします。

健康福祉部　石井部長



地域生活課題が複雑多様化している中で、制度の狭間にこぼれ落ちてしまうことを防ぐという意味でも、包括的支援体制の整備は必須のものだと思っておりますし、実際的には民間の機動性や柔軟性を活かせる社協に担っていただくのが望ましいという点については全く異論ありません。

単純に重層的支援体制整備事業に取り組んでいるかどうかで包括的支援体制の整備ができているかどうかを判断するものではなく、行政・社協・民児協を中心としながら、保健所や児童相談所など、多くの機関が関わり合って多様な課題に対応できる体制を作ることが大切だと思います。

関係者の共通認識をすり合わせ、話し合いを進めながら、包括的支援体制の整備としてどのような姿を目指していくのかを分かりやすく示していくことには全面的に賛成であり、必要な取組だと考えております。

秋田県地域福祉推進委員会　中村委員長

この秋田の地域に住みながら、様々な健康課題や生活課題を持っている方たちが、それでもつながりながら自分らしくそこで暮らしたいというとき、そのためには本当に多様な手段があり、重層的支援体制整備事業などもその一つです。しかしながら、おっしゃるように、重層的支援体制整備事業に取り組めばそれらの課題が全て解決するわけではありません。

私たちがよくグランドデザインが欲しいよねというのは、もちろん、県民の方たちのウェルビーイングを県が決めるものではないけれど、多くの地域課題を抱え、多くの生活課題を抱えながら、でもやはり秋田に住む方たちがこういう風に暮らしてほしい、こういう風につながってほしい、こういう風なまちを目指すんですという大きなビジョンがあって、そこに具体的な施策や事業がぶら下がってくるのだと思います。責任を押し付けるわけではなく、そういうものが必要なのだろうと、いろいろ話し合いながら感じてきました。

私はやはり知事のお考えも聞いてみたいと思うんです。もちろん総合計画等の中に反映はされているかと思いますが、やはり知事ご自身の言葉によるビジョンがあり、そこに福祉だけではなく、医療なども含めた施策が具体化されていく形が望ましいと考えております。ぜひ今後の御検討をお願いいたします。

協議－２

持続可能な生活圏域を志向した移動困難者に対する支援について

市町村社会福祉協議会連絡協議会

《協議テーマ》

少子高齢化や人口減少が進み、地域の生活インフラが縮小傾向にあるなか、住民が住み慣れた地域で暮らし続けるために、福祉行政と交通行政の枠組みを超えて、官民の連携による移動支援体制の構築が不可欠となっています。

移動手段の確保は、単なる交通政策にとどまらず、孤立防止や通院・買い物・地域活動への参加等、住民の地域での暮らしそのものを支える地域共生社会の基盤そのものであり、その維持に向けた取組について、県としてのお考えをお聞かせください。

《協議テーマの背景》

○　本県の多くの市町村において、路線バス等の公共交通機関の縮小や廃止、高齢ドライバーの運転免許自主返納が進むなか、日常生活に必要な通院や買い物、地域のサロン活動等への移動手段を失う移動困難者が急増しています。

○　特に山間部を始め広大な面積を有する本県において、既存の公共交通を補完する住民互助による移動支援（いわゆる「生活の足」）の確保は、住民の健康寿命の延伸及び社会的孤立の防止に向けた重要な課題となっています。

○　現在、一部の自治体においては地域包括支援センター等を中心に「支え合いドライバー」養成講習の実施や、コミュニティバスの運行ルート・時刻表の見直しなど、住民が利用しやすい環境づくりが進められています。

○　また、同様に、社協においても、ボランティアドライバーが活動しやすい仕組みづくりや、利用者が安心して活用できる環境整備を進めつつ、移送支援に関する情報提供や個別ニーズに応じたマッチングなどに取り組んでいます。

○　しかしながら、現在、ボランティアドライバーについては活動中の事故リスクなどの負担がドライバー個人にかかっている面があり、担い手の確保・定着を阻む要因となっています。このため、行政からの財政負担や制度での一定の裏付けが必要ではないかとの指摘もあります。

健康福祉部　三浦次長



公共交通につきましては、観光文化スポーツ部の交通政策課が担当しておりますが、同課とあらかじめ協議してきておりますので、制度的な枠組みや県の考え方を私からお伝えします。生活交通は基本的には道路運送法に基づく公共交通の枠組みで確保するべきであると考えられます。公共交通にはいろいろありますが、生活交通の関係では、幹線鉄道、ローカル鉄道、乗合タクシーや自家用有償旅客運送などが含まれます。

県の考え方としては、それぞれの地域の実情に合わせて交通モードを選んでいただいて、それを最適に運行するということに尽きるわけですが、近年のドライバー不足や過疎化の進行による路線の廃止、廃止されていない路線でも運行回数が僅少であるという課題があります。

これに対し、コミュニティ交通、公共ライドシェアといった小回りの利くところの持続可能性を上げていくという取組を行っています。例えば、デマンド型の乗合タクシーを地域できめ細やかに運行したり、自家用有償旅客運送といった取組がいろいろな地域で進められています。

そのほか、道路運送法の手続きによらないものとして、ボランティアによる移動支援があり、これも移動手段として地域の実情に合うものとして支援している市町村もあります。ただ、御指摘のとおり事故リスクや移動の安全性、信頼性、事故があった際の賠償能力といったところに課題があります。

行政の支援を受ける一つの方法としては、地域の公共交通会議での承認等の手続きを経て自家用有償旅客運送の形を取ることで、対価を受け取りつつ市町村の委託や補助も活用しやすくなります。県でも新規のコミュニティ交通立ち上げ支援として、令和７年度は１０地区に対して２，７００万円といった規模の補助などを制度として用意しておりますので、こういったものの活用も含めてご検討いただければと思います。

長寿社会課　野村課長

福祉の視点からも移動支援は孤立防止や生活基盤の維持に非常に重要であると認識しています。具体的な取組としては、介護保険制度における地域支援事業のメニューの一つである「介護予防・日常生活支援総合事業」の活用を市町村に促し、大館市や大仙市、仙北市などの先行事例を共有しながら、市町村が各地域に配置している生活支援コーディネーターや県社協と連携して地域住民の参画による支え合いの仕組みづくりを後押ししてまいたいと考えております。

また、こうした事業に限らず、市町村や関係機関と連携しながら、持続可能な移動支援の体制構築に向けた研究を行い、将来的には多様な主体が協働しながら地域の高齢者を支えるといった社会を実現していきたいと考えておりますので、関係者の皆様の御協力をお願いします。

秋田県地域福祉推進委員会　佐々木委員（由利本荘市社会福祉協議会事務局長）



公共交通機関の縮小廃止によって必要な通院や買い物、地域での交流のための足が確保できず、引きこもりにつながってしまうというリスクは、決して高齢者だけではなく、若年層にもあり得ることです。

由利本荘市では講習を修了したボランティアドライバーが１０名ほどいますが、実際に稼働しているのは１～２名と聞いております。制度的な裏付けや財政的支援がない１００％ボランティアであるということから、やはり活動に対する不安があるようでした。

現在、由利本荘市社協では半径５００ｍ以内に店舗がないエリアを調査するなどニーズ把握を進めたいと考えています。行政のコミュニティバスだけでは細かいエリアに対応しきれません。ボランティアドライバーの育成に加え、保険料やガソリン代等の実費に対する財政的支援について、県としても支援策の制度化を御検討いただければありがたいと思います。

健康福祉部　三浦次長

由利本荘市ではいろいろユニークな取組をされていると伺っております。コミュニティ交通の利便性向上には、住民側から具体的に「何時にどこへ運行してほしいか」といったことを提案し、実現した際には「実際に乗車していただく」ことが運行維持のポイントです。運行サイドも乗る人がいなければ維持できないわけですから。

また、繰り返しになりますが、自家用有償旅客運送の手続きを経ることで、ボランティアの手当支給や行政支援の受け入れがよりスムーズになりますので、そこまでハードルの高い手続きではないと思いますから、そこまで一歩踏み込めないかというところも含めて御検討いただければよいのかなと思います。

秋田県社会福祉協議会　常務理事　須田

他の部署とも協議の上、様々御助言もいただきありがとうございます。今回、交通の話ですけれども、公共交通という手段が馴染まない地域で、生活課題を抱えた住民が、お互いに助け合う共助の仕組みの中で、生活の足を確保していこうとする取組です。

そういった共助の仕組みを住民が創ろうとするとき、「共助だから、行政の支援とは別」という整理をするのではなく、共助の取組であっても、安全確保のための保険料支援など、共助の基盤となる部分には行政側の負担や支援があってもよいのではないかと考えます。

それが地域福祉としての課題なのか、公共交通の問題として考えるべき課題なのかといったところは明確にする必要があるとは思いますが、例えば集落の中でその人しか使わない、しかも週２回で十分、などというようなことがあり得ると思うんです。それを共助で解決しようとするところに対する支援のあり方が今回課題として提起されたということですので、地域福祉の新しい課題として受け止めていただければ幸いです。

健康福祉部　三浦次長

ありがとうございます。共助の仕組みについても、状況によっては非常に有効であることは我々も認識しており、先ほど長寿社会課から説明いたしましたこともそういった仕組みの一つです。

ただ、念を押させていただきたいのは、こうした移動支援については、実費以上の金銭が授受されるといわゆる白タク行為になってしまうというような法律上の制約もあります。行政の支援も入れながら移動支援の取組のエリアを増やしていこうとするとき、その取組がどこまで持続可能かというところが一つ課題となってくると思いますので、地域で検討されるにあたって一つの選択肢としてお考えいただければと思い、自家用有償運送のお話をさせていただいたところです。

秋田県地域福祉推進委員会　中村委員長

長期的には、この新たな移動手段となると、ＡＩや自動運転などの最新技術の活用も視野に入れながら、地域の暮らしの継続に役立てようというような新たな発想も必要になるではないかと感じながら伺っておりました。ありがとうございました。